

## 南知多町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許証を返納することをいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者で、運転免許を自主返納した者とする。

### (支援内容)

第4条 町長は、対象者のうち申請のあったものに対し、南知多町コミュニティバス「海っ子バス」の一日券12枚を交付する。

2 前項の規定による支援を受けられるのは、運転免許証を自主返納した本人のみとし、1回限りとする。

### (申請方法)

第5条 前条第1項の支援を受けようとする者は、南知多町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、申請による運転免許証の取消通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。以下同じ。）の写し又は運転経歴証明書（道路交通法第104条の4第5項の証明書をいう。以下同

じ。)の写しを添付して町長に申請するものとする。

なお、取消通知書の写しを添付する場合は、住所、氏名、生年月日等の確認ができる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するものとする。

- 2 前項の申請を代理人が行う場合、前項に掲げる書類のほか、委任状（様式第2号）を提出するとともに、代理人の本人確認書類を提示するものとする。

（申請期限）

第6条 第4条に規定する支援を受けようとする者は、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に行わなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（適用範囲）

- 2 第4条に規定する支援は、この要綱の施行の日以後に自主返納した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。